

北欧企業の情報開示行動— II —

—調整表開示企業の事例分析—

Disclosure Behavior of Nordic Enterprises II Reconciliation with US and IFRS

木村 敏夫*

Toshio Kimura

財務報告作成基準の変更は、企業の経営指標に大きな効果を生む。財務報告書が投資者等の判断資料となり得るために、自己資本利益率等の経営指標の時系列比較、企業間比較の可能性が損なわれることから変更差異額等を示す調整表等が開示されることが必須となる。投資判断等に調整表の作成開示の役割が存在する。

キーワード：ローカル GAAP、IAS/IFRS、EEA 議定書、USGAAP

序

経済域内又は国境を越えて複数の証券市場に上場する企業にとり複数の財務報告基準が存在することは、経済論理には適合しない。財務報告基準の収斂又は調和等の行動が生じること自明である。EU は加盟国に対して、会社法指令等を通じて、資本市場の信頼性と財務報告書の透明性、比較可能性を高めるために財務報告書の調和を試みてきた。EU 理事会決定は、2005 年 1 月事業年度以降、上場企業の連結財務報告書の作成を IAS/IFRS に準拠することを決定した。EEA 加盟国である北欧諸国は、EEA 議定書の規制を遵守して、IAS/IFRS を連結財務報告開示基準として採用しなければならない。しかし、EU は、USGAAP に準拠している企業等、既存の採用している財務報告基準の状況にもとづき、EU 非加盟国等に対して、IAS/IFRS 準拠年次の選択を、2005 年、2007 年及び 2009 年とすることを容認した。この財務報告基準の選択適用を容認することにより、企業が IAS/IFRS 準拠する年次が相違することは、財務報告書に開示される情報を作成する基準に差異を生じさせた。EEA 域内にはローカル、IAS/IFRS 及び USGAAP に準拠して作成・開示する財務報告書が並存している。複数の財務報告書が存在する条件の下では、企業の時系列業績比較、企業間の業績評価比較を行い基礎となる情報に差異を生じさせ、財務報告書の透明性、企業比較、時系列比較等が無意味な結果を生じさせる。

この課題を解決する方法が、相互の財務報告基準に対応する調整表の作成開示である。投資者等への情報開示、透明性、企業業績の時系列比較等を可能性とするためには、IAS/IFRS 移行に伴い差異項目・金額を開示することで財務情報の誤解の回避を行う可能性を持つ。北欧企業がIAS/IFRS 準拠への移行期となった2003年から2006年の次報告書（Annual Report）をもとに企業の調整表の検討を通じて、差異項目とその値を検証するとともに、国際的な財務報告の統一の可能性を検討する。

I 資本主構成、財務報告と開示費用

企業財務情報の開示が企業の資金調達、現在（既存）投資者、将来（潜在）投資者に向けられたとするならば、企業は準拠しなければならない規則、それ以外に現在の資本主構成、又は将来の資本主構成を視点に財務情報の開示が行われると仮定する。

企業の財務報告書等の開示方針は資本主構成に左右される。北欧企業の投資者割合は、政府・政府機関（年金基金を含む）、投資基金（年金基金）の保有割合が高いことが特徴である。しかし、北欧企業の先行研究から、家電等の製造業、通信、ガス・油田、運輸等の代表的企業は資本主が国際的に分散していることと事業展開が国際化している¹⁾。Nokia（在外株主の割合、88.13%、

2006年年度報告書、51頁）、Electrolux（在外株主の割合、38.0%、2006年年度報告書、115頁）、Norsk Hyrdo（43.82%は政府保有、それ以外は、北米の投資基金が主な株主である。2006年年度報告書、51頁）

表1-1 株式保有者割合

機関	所在地	2006年	2005年	2004年	2003年	2002年	
TIAA-CREF	米国				5.6	9.8	%
Barclays Global Investors	米国		10.1	7.1	5.4		%
Iridian Asset Management	米国	7.0	7.1	5.1			%
LSV Asset Management	米国	5.9	5.8	4.9			%
Blavin & Co.Ico	米国	5.5	5.2				%
Goldman Sachs & Co.	米国	7.1	5.1				%
Templeton (Franklin Templeton)(注)	米国			3.9	5.1	13.9	%
Alliance Capital Managemet	米国			3.6	4.7	4.7	%
Harris Associates	米国					3.9	%
AXA financial Inc	米国	7.1				3.8	%
Nordea's funds	スウェーデン				4.2	3.7	%
Handelsbanken Funds	スウェーデン						%
Franklin Resources (注)	米国						%
Aleca (insurance company)	スウェーデン						%
Robur Funds	スウェーデン						%
上位株主の米国機関の保有割合		32.6	33.3	24.6	20.8	36.1	%

注) 2003年に合併Franklin Templetonとなる。

出所) Autoliv 年次報告書（2003年版50頁、2004年版55頁、2005年版59頁、2006年版63頁）より作成。

表1-2 国別株主割合

	2006年	2005年	2004年	2003年	2002年	
スウェーデン	50.0	54.1	53.7	56.1	52.0	%
米国	27.1	26.5	26.9	23.8	23.8	%
英国	6.8	4.3	4.7	4.5	3.3	%
ルクセンベルグ	3.9	3.8	4.1	4.0	3.3	%
スイス	1.9	1.8	1.7	2.3	2.0	%
ドイツ	0.7	1.1	1.2	1.9	1.3	%
ベルギー	1.3	0.9	0.9	1.5	1.1	%
フランス	1.4	1.1	0.9	1.2	0.6	%
ノルウェー			0.9	0.9	0.6	%
デンマーク	0.9	0.9	0.8	0.8	0.6	%
オランダ	1.1	0.9				%
日本		0.6				%
他	4.9	4.0	4.1	3.0	11.4	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	%

出所) Ericsson年次報告書(2003年版96頁、2004年版13頁、2005年版2006年版133頁)より作成。

表2 準拠と調整開示（2003年版年次報告書）

IAS (IFRS)	USGAAP	GAAPとIAS/IFRS 調整表	USGAAPとIAS (IFRS) 調整表	USGAAPとGAAP 調整表	計
18	13	5	4	14	54

告書、148頁)、StroEnso(フィンランド・スウェーデン諸機関以外44.7%。2006年年次報告書、2-3頁)等検証した北欧諸国の代表的企業の株主構成は国際的な分散が拡大している。分散している投資者に占める北米投資機関の割合が最大である(表1)。説明責任、資本調達の見点から国際的に容認された財務報告書の開示、追加情報の作成開示、さらに、北米向け投資者への追加情報の開示が必然的に生まれる。在外事業活動においても、北米市場、欧州市場が国内市場に比較して大きな割合を占めている。必然的に、事業活動向けの企業情報の開示が行われる。財務諸表法等のローカル基準以外に財務報告書を公開している企業の作成行動、作成開示行動は北米を中心に据えている(表2)²⁾。

確認した企業の財務報告書から農業・漁業・鉱業、建築、小売・卸売業はローカルな財務報告基準を採用する傾向がある。北欧諸国には、資本額が莫大になる運輸(海運)、通信、電機、石油・ガス及びサービス業に国際的な企業が存在し国際的な財務報告書を作成開示している。一概には言えないが、検証した企業の年次報告書から、業種別の傾向が存在している。さらに、2002年に財務諸表法により、国際的に容認された連結財務報告基準に準拠することを容認したデンマーク企業のIAS/IFRSに準拠する割合が高い。各国の会計法等の財務報告書の作成公開法、財務設定団体による国際的な財務報告基準との調和行動が企業の財務報告書の開示に左右される³⁾。

現在、欧州、北米等の証券取引所に上場する企業の財務報告書の作成方針は過渡期に在る。財務報告書が比較可能性、透明性を保持しなければならないと前提するならば、国際的に統一又は調和されていくことは間違いない。しかし、現在の過渡期は財務情報を判断するために、各企業が示す経営指標の持つ意味を分析しなければならない。IAS/IFRSは企業が開示する財務情報の比較可能性、透明性、信頼性のために統一した財務報告基準により財務報告書を作成することを主張している。しかし、企業別に拠るべき財務報告基準が相違しては、比較可能性等保証することは不可能である。財務報告書が投資者の判断に資する資料となるためには、企業が発表する財務報告書を独自に分析する能力を持たなければならない。各企業が採用する財務報告基準を確認し、IAS/IFRS採用にともなう生じる経営指標の数値の相違の意味を解釈しなければならない。

財務報告書の目的が資本市場へ参加する投資者等の判断に資するための情報を示す手段とするならば、既存・潜在投資者等による企業業績評価及び投資判断資料となる財務報告書の透明性、比較可能性が損なわれている。財務情報の比較可能性及び同質性の確保は財務報告書利用者に大きな便益をもたらすことは自明である。企業が利用する財務報告基準、さらに同適用年が差異を生じさせているならば、企業別の財務情報開示行動を注視する以外にない。

企業の財務情報の開示行動は情報作成開示に関する費用と便益の関係から分析される。全ての企業が国際的に容認された財務報告書に準拠していないことから、差別費用(differential cost)を生じさせる。ローカルの財務報告基準が国際的に容認された基準と相違すればするほど、会計認識・測定を国際的に容認され報告基準に準拠して財務報告書を作成・開示するために、情報を取

集し、処理する費用が生じる。企業が国際的に容認された財務報告基準に準拠して財務報告を開示していない場合、国際的に容認された財務報告を追加情報開示の作成・開示にも費用を負担しなければならない。企業は国際的に容認された財務報告基準に準拠して財務報告書、調整表の作成する費用を追加負担しなければならない。さらに、情報開示は競争状態に在る企業にもたらす機会損益を視点に入れなければならない。不利益を生む可能性が在る。しかし、企業は国際的に容認された財務報告書を開示することの便益が、費用を上回ると考えるならば開示する。開示しない損失が開示する利益を超えていることとなる。

国際的に容認された財務報告基準の採用は、情報発信者と受信者の情報の非対称が小さい。資本調達を容易にし、資本コスト低減等の経済的便益が生じる。財務報告書が資本市場参加者に経済的意思決定に有用な情報を提供するならば、市場の情報の非対称、取引費用を軽減させ、市場の流動性を増加する。市場取引に関連する不確定リスクを減少させ、資本コストの低下を導く⁴⁾。企業は要求利益率が低下することから、当然、経済的論理から国際的に容認された財務報告書基準を採用する。財務報告書が、経済的意思決定に有用な情報源であり、取引先、顧客等が国際的事業展開にともなって拡大、分散しているならば、国際的に容認された財務報告書が作成されるならば、企業は国際的に分散した取引先を選別する費用、時間を軽減させることが可能となる。

しかしながら、この前提が明確に実証されていない。資本主構成が国際的に分散することは、国際的に容認された財務報告書の開示と関連情報を開示する。また、財務報告書には利害調整機能が存在すると前提は置けば、企業は、資本主の構成が分散すればするほど所在地の法に準拠するとともに、国際的に容認された財務報告基準に準拠した財務報告書を作成・開示する。確認した北欧企業の株主構成を検証する限り、妥当性が存在していると考えられる。

会計方針・会計基準の変更は、財務報告書に開示された項目とその測定値に不連続性をもたらす。かかる不連続が財務報告書の目的適合性、信頼性、比較可能性を損なうならば、財務報告書の質は、移行期間、未知数であるが、一時的に低減することになる。全期間に遡及して財務報告書を再表示することで、透明性、比較可能性等は高めるが相応の費用を作成者等に負担させることになる。便益と費用の関係が成立すると考え難い。累積効果額を表示する方法等は一定の程度、比較可能性を確保し、費用を抑制することができる。

現在、国際的に証券取引所上場等の大企業等の財務報告書が国際的な統一へ向かう過程の過渡的な開示行動として、認識測定、情報開示に関する国際的な財務報告基準との調整表を作成開示している。反面、国際的な財務報告基準の統一は、IASB と FASB との調整協議に左右される。IAS/IFRS 準拠の準備行動、差異項目は、北欧諸国、さらに企業によって差異の分布が存在している。しかし、2009 年まで、IASB と FASB との財務報告書の統合に関する協議を行わないことを決定した。したがって、当面、国際的に統一財務報告基準に向かうのか、現在、判然としていない。収斂する過渡期の中で作成開示される調整表は、統一への調整項目、調整差額を示し、比較

可能性を確保する方法となる⁵⁾。

ローカル基準から国際的に容認された財務報告書へ、国際的に容認された相互の調整表の作成・開示は、財務報告書の利用者に、二以上の損益、株式持分（純資産）、したがって、この指標にもとづく、資本の運用効率を示す二以上の業績指標を開示することになる。調整表の開示とともに、株価収益率等の指標が調整表をもとに計算・開示されている。企業の業績指標、実態を明示することが困難な状況と生み財務報告書への混乱と不信を招くことになる。国際的に統一することは望ましい。しかし、財務報告制度を制定する諸環境は各国で相違する。調整表作成・開示の存在意義が存在する。

2009年、SECは、IAS/IFRSに準拠した財務報告書の提出を容認すると報道されていた。調整表の添付をとまなうが財務報告書の相互承認である。IAS/IFRS準拠又はUSGAAP準拠の財務報告書が容認され、また、相互承認されたとしても、結局、財務報告書の内容を理解、比較可能性、業績を判断する等のためには、調整表の開示と調整表の情報分析が必然となる。

Ⅱ 開示差異と調整表

EU理事会は、個別財務報告書、小規模会社財務報告書及び非上場会社の連結財務報告書の作成開示はIFRSに準拠するかどうか加盟国の判断とした。個別企業財務報告書にIAS/IFRSを準拠することを認めている加盟国は英国、デンマーク等に限定されている。個別財務報告書はローカル基準で作成開示される。EUはEEA加盟国の証券取引所に上場する企業にIAS/IFRS準拠にもとづく連結財務報告書の作成開示を求められる。2005年以降（2006年公開財務報告書）、連結財務報告書に関して、ローカル基準とIAS/IFRSとの調整表の開示の必要性は消滅する。2005年連結財務報告書はIAS/IFRSに準拠して作成されることに、前年比較を行うために、企業はローカル基準との調整表の開示を行っている。但し、2006年年次報告書（2007年公開）、ノルウェー企業（Norsk Hydro, PGS, Statoil等）を除いて、連結財務報告書はIFRSに準拠している。一部企業は追加情報として作成開示されるのはUSGAAPとの連結調整表となる。

Ⅱ-1 開示差異と企業のIFRS調整表

企業の経済活動の拡大にもなっており、欧州域内、北米等の資本市場向けに情報開示が行われてきた。企業が財務報告規定に先んじて国際化している。北欧諸国の企業の連結財務報告書は、ローカルの諸規定を中心に開示されてきた⁶⁾。しかし、ローカルとそれ以外との財務報告基準の差異が存在する。企業の財務報告書を投資判断等に利用する場合、誤謬を回避するためには財務報告基準の差異にもなった経営指標の差異を開示することが回避方法として利用される。確認した企業の2003年の年次報告書に示されている調整表は、ローカルとIAS/IFRSとの調整、ローカルとUSGAAPとの調整表、IAS/IFRSとUSGAAPの2005年事前調整表の作成・開示である。但し、2005年年次報告書には、IAS/IFRSとの年次比較財務報告書とともに、IAS/IFRS導入にとも

なう調整表が注記事項に開示されローカル基準との効果が開示される。2005年以降、EUが上場企業にIAS/IFRSにもとづく連結財務報告書の作成・開示を求めたことで、2005年以降の年次報告書は、IAS/IFRSとUSGAAPとの調整表の作成することになる。2003年の年次報告書に開示された調整表の開示では、USGAAPとローカルGAAPとの調整表が占める割合が最大である。米国資本市場、資本主構成に占める米国系資本が大きな割合を占めていることをも示している。

2005年財務報告書に開示されたIAS/IFRSとの調整項目、その調整額は、北欧諸国及び企業（業種）により差異が生じている。業績判断等に大きな差異を示す可能性が在る。先の検討で、アイスランド、ノルウェー、フィンランド企業がIAS/IFRSとの差異調整項目が分散している。Nokia、Statoil等以外に、国際的な事業活動、株主資本が国際的に分散している企業が少ないこと

表3 国際会計基準との調整表

2004年1月1日現在の資本の調整

	GAAP	IFRS効果	IFRS
資産			
固定資産			
土地、工場・設備	32,812	-298	32,514
暖簾	3,408		3,408
無形資産（暖簾以外）	1,074	4,469	5,543
他企業投資	753		753
繰延税金資産	1,035	244	1,279
	39,082	4,415	43,497
流動資産			
棚卸資産	16,693	(1,000)	15,693
生産契約	6,064		6,064
債権・前払費用	14,768		14,768
現金・現金同等物	4,727		4,727
	42,252	(1,000)	41,252
資産総額	81,334	3,415	84,749
株主持分			
株式資本	2,637		2,637
自己株式	-48		(48)
資本剰余金	10,794		10,794
公正価値・剰余金	(1,196)	1,196	0
利益剰余金（利益留保）	12,980	1,493	14,473
株主持分総額	25,167	2,689	27,856
負債			
固定負債			
借入金	30,889		30,889
繰延税金負債	726	726	1,452
	31,615	726	32,341
流動負債			
買掛債務	14,309		14,309
未払税金債務	611		611
借入金	9,141		9,141
引当金	491		491
	24,552	0	24,552
負債総額	56,167	726	56,893
資本・負債総額	81,334	3,415	84,749

出所) Marel hf, 2005 Annual Report, p.59.

2004年12月31日現在の資本の調整

	GAAP	IFRS効果	IFRS
資産			
固定資産			
土地、工場・設備	31,792	55	31,847
暖簾	7,687	174	7,861
無形資産（暖簾以外）	869	5,491	6,360
他企業投資	753		753
債権	92		92
繰延税金資産	1,020	314	1,334
	42,213	6,034	48,247
流動資産			
棚卸資産	22,269	(1,103)	21,166
生産契約	5,859		5,859
債権・前払費用	15,844		15,844
現金・現金同等物	4,366		4,366
	48,338	(1,103)	47,235
資産総額	90,551	4,931	95,482
株主持分			
株式資本	2,637		2,637
自己株式	-75		(75)
資本剰余金	9,059		9,059
公正価値・剰余金	(1,450)	1,042	(408)
利益剰余金（利益留保）	17,520	2,862	20,382
株主持分総額	27,691	3,904	31,595
負債			
固定負債			
借入金	31,442		31,442
繰延税金負債	2,322	1,027	3,349
	33,764	1,027	34,791
流動負債			
買掛債務	21,118		21,118
未払税金債務	328		328
借入金	7,024		7,024
引当金	626		626
	29,096	0	29,096
負債総額	62,860	1,027	63,887
資本・負債総額	90,551	4,931	95,482

出所) Marel hf, 2005 Annual Report, p.60.

が起因している。しかし、早急に IAS/IFRS に準拠しなければならない。このことが、IAS/IFRS との差異が分散していると考えられる。企業年金・従業員給付、金融商品・派生商品、暖簾・無形資産償却の経営指標に大きな効果、差異を生む。さらに、生物資源、キャッシュフロー計算書（現金・現金同等物の範囲）、セグメント別報告書、表示区分等が調整される⁷⁾。

アイスランドは証券取引所の取引規模、企業の株主資本の分散、事業のグローバル化は進んでいない。企業規模から事業活動をグローバル化する必要がないと推測できる。国際的な財務報告基準への対応が遅々としているアイスランド企業も IFRS が比較可能な財務報告書の開示を規定していることから、2004 年度の年次報告書では IFRS に準拠して場合の連結財務報告書を準備している。これまでに、国際的な財務報告基準に対応していないだけに、連結財務報告書を IAS/IFRS 準拠に転換するには財務報告開示の意識変更と大規模な財務効果を生じさせる（表 3）。2005 年年次報告書に開示された差異は、既存財務報告規則から IAS/IFRS 採用にともなって、連結基礎、暖簾、リスク管理、収益認識、リース、在外通貨、借入利子、課税、土地・工場・設備、無形資産、投資、減損、棚卸資産、受取勘定、ストックオプション、長期債務、支払勘定、引当金に関する方針を開示している。その中で、差異効果を生じる項目として、暖簾、減損等に関して、買収法、子会社の資産、負債は取得日の公正価値で測定される。Össur は、取得した認識可能正味資産を超過する取得価額を暖簾として認識し、貸借対照表日に減損の再検査を行う。減損は割引期待キャッシュフローを使用して評価する。その場合、割引率は税引後加重平均資本コストを基礎とする。減損額（impairment charge）は見積公正価値（割引期待キャッシュフロー）と帳簿価額とを比較して測定する。子会社を処分する場合、未償却暖簾額は処分の損益決定に含める。さらに、有形・無形資産の貸借対照表価額を決定するために、減損に晒されているからどうかを検証し、資産の回復可能額は減損額を決定するために予測しなければならない。各資産の回復可能額が予測できない場合、会社は資産が属する回復可能資産単位の現金創出を予測する（Össur,2005 年年次報告書,42-43,45 頁）。2005 年には、これまでと断絶して会計方針が採用されている。これによって生み出された財務報告書も比較可能性は損なわれる。

企業年金等の年金問題は政府の施策に左右される。政府方針は企業の会計方針の選択に影響を及ぼしている。北欧諸国の大規模企業の株主に政府機関、年金財団等年金運用主体が大きな割合を占めている。北欧諸国が企業の財務報告基準の国際的な統一の障害にもなっていたと予測される。年金給付に関する相違は取り除かれる（2004 年 1 月発効）。2005 年の年次報告書には、年金給付にもとづき生じる差異は消滅する。

北欧諸国は豊富な森林資源、水産資源にもとづいて、製紙・パルプ業等の国際的企業が存在する。IAS41「農業」（Agriculture）保有する農産品等の生物資源の公正価値評価が追加される。したがって、保有する森林等の資産評価の変更にもとづいて評価差額を生む。生物資源の公正価値の測定は難しい。生物資源は、生育段階別に評価する。生育資源（IAS41）と土地（IAS16）は分

割され評価される。EAC（デンマーク）は、ベネズエラに保有する養豚場に飼育する子豚等を生物資源として棚卸資産に公正価値（市場価値）で評価し、さらに、同地区はハイパーインフレ地域（IAS29 が適用）を受ける（2004 年年次報告書 59 頁,2005 年年次報告書 11 頁）。在外子会社等、企業の事業環境から複合的な財務報告基準が使用され、財務報告基準が統一されることが企業間、国家間の比較可能性が確保されるとは言い難い。生育資源とその土壌を区分することは森林関連企業に共通している。Sveaskog(スウェーデン)は、立木（standing forest）の評価を公正価値で変更し、固定資産に「生物資産」独立させた。公正価値の変動額は損益計算書に計上される。立木の公正価値は、機能的市場が存在しない。適切な市場価格が利用できない。伐採、再植林及びその他植林関係費用を控除して、板材から生じる将来収入のキャッシュフローを割引いた現在価値を公正価値とした（2005 年、年次報告書 69-70,92 頁）。StroEnso（フィンランド）は森林資源を環境規制又は保護を考慮した生育地にもとづく一生育期間から伐採による現在価値によって測定する（2005 年、年次報告書 45 頁）。将来のキャッシュフローを割引いた現在価値を評価額としているが、割引率に利用する加重平均資本コストも企業によって差異が在る。資産等を公正価値で評価することになるが、IAS41 を適用するにしても、企業により公正価値評価の測定基準が相違する。養殖水産資源も公正価値評価される。Marine Harvest（ノルウェー、旧社名 Panfish）は、4kg 以上養殖鮭を公正価値評価している。生育上の不確実性、価格変動、国家規制の不確実性及び生産期間の長期化により合理的な公正価値を予測することは難しい。IAS41 の適用に関して、業界は 4kg 以上の鮭に関しては、同重量の既に出荷した鮭の販売価格にもとづいて計算し、4kg 以下の養殖中の鮭には原価を使用している（2005 年、年次報告書 52-53 頁）。IAS/IFRS 準拠する限り、企業が保有する資産負債の評価方法の変更となる差異は 2005 年には消滅する可能性が在る（棚卸資産に計上される養殖バイオマス評価額は、804,461 千 NOK の取得原価から公正価値測定することによって、898,161 千 NOK に値を変更する。棚卸資産バイオマスで 93.7 百万 NOK 増額されている。2005,年年次報告書 64-65 頁）。給付確定年金は、年金資産の期待収益率、割引率及び予想給与上昇率にもとづいて計算される。

金融派生資産の公正価値評価は、IAS39 に準拠することで、資産負債に区分し、公正価値（fair Value）で貸借対照表に示さなければならない。価値変動は、損益計算書に計上する。IAS39 は、取引所の相場のある証券（短期保有、売却目的）は、公正価値で評価し、価値の変動は損益計算書に報告される。これらの証券は、取得原価又は公正価値の低い方で報告され、公正価値の修正を損益計算書に示される。IAS39 は、将来キャッシュフローをヘッジ（キャッシュフローヘッジ）する目的等とした金融派生商品の価値変動は、株主持分へ直接表示する⁸⁾。ヘッジ契約が満了した場合、利益への影響額が報告され、かかるヘッジ取引を貸借対照表に計上することはなく、ヘッジポジションが終了した期間に利益として認識される。長期間保有するが売却可能な金融資産の場合、公正価値の変動は金融資産が譲渡されるまで株主資本に記録される。金融債務は、償却

原価にかわり公正価値で評価される。Aker Kværner（ノルウェー）は、NGAAP から IFRS へ移行することにより、金融債務公正価値評価（IAS39）にともなう劣後借入金の帳簿価額の調整により、株主持分が 32%増加を示している(2004 年版,29 頁)。

DNO（ノルウェー）は IFRS への移行（2004 年 1 月 1 日）時、株主持分に 161.8 百万 NOK の効果が生じる（株主持分の増加は 17.5%）。主に、廃止事業により生じている。廃止事業に関する効果（IFRS5 適用）が 2004 年 NGAAP に 187.3 百万 NOK、2004 年 9 月に行った事業売却差額が 187.2 百万 NOK を計上する。石油企業は、生産期間終了後、生産設備資産を廃棄（decommission）する義務が在る（IFRS は正味現在価値）。契約、規定に準じて、井戸（wellhead）、生産資産、パイプライン及びその他の装置は廃棄する⁹⁾。廃止事業の資産負債は IFRS 準拠開始貸借対照表で正味廃止事業資産として分類される。

キャッシュフロー計算書は IAS7 に準拠して各国財務報告基準設定団体が公表している。表示様式に大きな差異は生じない¹⁰⁾。キャッシュフロー計算書に生じる差異は「現金・現金同等物」の範囲である。Novo Nordisk（デンマーク）は、連結キャッシュフロー・金融資産計算書（Consolidated cash flow and financial resources）と表記し、現金・現金同等物と金融資源の期間計算を示す。現金・現金同等物に範囲が、現金、流動資産投資（current asset investment）額から短期借入額（短期借入に当座借越額を加える）を控除する。流動資産投資は、社債とユニット型投資信託から成る。IFRS は、価値変化の生じる可能性が少ない取得日に 3 か月以内に現金に転換可能な証券を現金同等物と規定している。それ以外は投資活動に区分計算される。しかし、「この現金・現金同等物の範囲、短期上場社債及びその他容易に換金可能な証券は現金同等物に含めることができる」とするデンマーク（Pegnskabsvejledning nr.11,Cash flow statements, para.36）と IAS/IFRS との大きな相違を生んでいる。同社は、「取得日に、3 か月を越える流動資産投資は投資活動からのキャッシュフロー」に含められる（これによって、これまで、現金・現金同等物として計上された項目が投資支出として計上され、2003 年末現金・現金同等物は 2,669DKK 百万、841 DKK 百万へ修正される。2003 年年次報告書、51-53 頁）。余剰資金の存在と解釈するか又は余剰資金の運用（金融資産投資）と理解するか等経営指標の解釈に差異を生じさせる。

Ⅱ-2 開示差異と企業の USGAAP 調整表

北欧企業は IAS/IFRS 準拠以外に、資本主構成、資本調達等から USGAAP 調整を行っている。2005 年以降、IAS/IFRS との調整となる。確認した年次報告書から調整項目は、IAS/IFRS を採用することによって、企業年金、ストックオプション、有価証券、法人税（繰延税金）、転換社債の資本割引、資産のセールスバック（リース）、金融商品・金融派生商品、事業構造改革及びその他の引当金、ソフトウェア開発費用、企業買収（暖簾・暖簾減損）、キャッシュフロー計算書（現金・現金同等物の範囲と表示様式）、資産再評価等が利益額（フロー）・株主持分額（ストック）に差

異を生じさせている。

Alfa Laval（スウェーデン）の純利益調整は、金融派生商品・ヘッジ会計、USGAAP 採用にともなって生じる税効果、株主持分調整では、暖簾・無形資産、レバレッジバイアウト、工具器具費用、少数株主持分が主たる調整項目である。当期純利益額は、2005 年、884.8 百万 SEK（USGAAP,766.3）、2004 年 794.7 百万 SEK（USGAAP,821.0）、株主持分は、2005 年、5,811.4 百万 SEK（USGAAP,6,606.1）、2004 年、5,296.2 百万 SEK（USGAAP,6,135.1）の差額を生じている。2005 年は、利益フロー（13%現象）と株主持分（13.7%増加）が相反し、2004 年は二指標とも増加している。Telenor（ノルウェー）も、IFRS と USGAAP との調整は 15 項目に及び、調整により当期純利益 2.9%の減少、株主持分 2.3%の増加の調整額を示し、年金、金融派生商品、正負暖簾・減損、株式追加取得の公正価値評価、リースが主たる調整項目である。（2006 年,79-87 頁）。Genmab（デンマーク）は SFAS130「包括利益報告」の表示とその構成要因の開示を規定している。株主持分の構成要因である包括利益は「売却可能」として分類される負債・持分証券有価証券の利得・損失（為替損益を含む）が含まれる。かかる証券は USGAAP 報告書には、市場性有価証券に分類され、包括利益を決定するために分離して計算される。同社は、このような有価証券は公正価値で金融商品に分類した。未実現利得・損失は、損益計算書の財務項目、累積損失の一部として株主持分に含められる（2003 年 48 頁、2005 年 54 頁、2006 年 53-56 頁）。

USGAAP 準拠の財務報告書を作成開示している Norsk Hydro、Statoil、PGS（ノルウェー）等 EU 域外企業は、ローカルと USGAAP との調整表作成開示している。しかし、2005 年年度報告書は、IAS/IFRS 準拠する財務報告書及び調整表の開示を行っていない。USGAAP と IFRS との調整は先延ばしにされ、調整表開示、業績評価等経営指標の判断は 2007 年次に 2005 年次と同じ事象を生む。企業間比較、期間比較の欠如をもたらすことになる。2006 年年度報告書では、Norsk Hydro、Statoil とも、NGAAP 及び USGAAP、さらに、Norsk Hydro は追加報告書として IFRS 準拠の財務報告書（Conversion to International Financial Reporting Standards）を作成開示している。同報告書は、USGAAP と IFRS との調整表の役割を兼ねている。PGS は、2007 年第一四半期報告書から、IFRS 準拠の財務報告書を作成開示している。財務報告書の利用者に誤解等を生じさせないために、ローカル、国際的に認められている財務報告基準に準拠して開示する方法が採用されていると考えられる。企業によっては同時期にトリプルスタンダードにより財務報告書の開示である。費用と便益が存在するかどうか。

Nokia（フィンランド）の「追加情報」（Additional information）として開示された USGAAP 調整表から推測可能なことは、損益フローを認識測定する仕組みは、IAS/IFRS と USGAAP との差異が開発費（資本化するかどうかの判断）を除いて年度を経るにしたがい消滅していることが理解できる。しかしながら、株主持分の調整表から推測すると、大きな差異が存在していることが理解できる（表 4）。これは財務報告書作成時点における評価方法、開発費、暖簾の減損・償却に

よる資産評価額等に差異が残されてまま存在すること、選択可能な処理方法が存在していることが、その理由と考えられる。一方、Novo Nordisk¹¹⁾（デンマーク）の調整表を見る限り、調整項

表4 IASとUSGAAPの調整表

	2006	2005	2004	2003	2002	2001
	EMR m	EMR m	EMR m	EMR m	EMR m	EMR m
当期純利益の調整						
IFRS準拠親会社株主持分に帰属する利益とUSGAAP準拠の純利益との調整	4,306	3,616	3,192			
当期純利益 (IFRS)				3,592	3,381	2,200
USGAAPとの調整						
年金費用	-1	-3		-12	-5	-22
開発費	-55	10	42	322	-66	-104
ストックオプションの課せられる社会保障費引当金	-8	12	39	-21	-90	-132
ストックオプションの補償費用		-39		-9	-35	-85
キャッシュフローヘッジ		-12	31	9	6	-22
リース取引		-4				
在外会社への正味投資					48	
取得した認識可能無形資産の償却			-11	-22	-22	-7
取得した認識可能無形資産の減損			-47			
暖簾の償却			106	162	206	28
その他差異	22	-9	-6	151	104	
繰延税金 (USGAAP修正効果)	11	11	-3	-75	76	47
当期純利益 (USGAAP)	4,275	3,582	3,343	4,097	3,603	1,903
株主持分の調整						
IFRS準拠の株主持分総額	12,060	12,360	14,399			
少数株主持分	-92	-205	-168			
IFRS準拠親会社株主持分に帰属する資本剰余金	11,968	12,155	14,231	15,148	14,281	
USGAAPとの調整						
年金費用	-276	-52	-49	-49	-37	
追加最低限債務		-13	-	-	-5	
開発費	-102	-47	-57	-99	-421	
市場性有価証券及び非上場投資額		17	35	49	77	
ストックオプションの課せられる社会保障費引当金		20	15	14	35	
繰延保証			-50	-10	-13	
株式払込剰余金	143	135	146	186	179	
株式保証	-143	-135	-96	-176	-166	
購入価格取得		2	2	3	4	
リース取引		-4				
無形資産の償却	-62	-62	-62	-51	-29	
取得した認識可能無形資産の減損	-47	-47	-47			
暖簾償却	432	502	502	396	234	
暖簾減損	255	255	255	255	104	
処分損失		-9				
暖簾移転	-231	-242	-319	-293	-240	
その他差異	29					
繰延税金効果	146	83	70	64	147	
株主持分 (USGAAP)	12,112	12,558	14,576	15,437	14,150	

出所) Nokia Annual Accounts 2003, p.52.,2004,p.56.2005,p.54,2006.p.58,より作成。

目は類似しているが、損益フローと株主持分のストックともに差異を生じている¹²⁾。業種・業態、選択可能な処理方法等の差異によるものと推測される。共通している項目は、取得した研究開発中のプロジェクトの支払対価を無形資産に計上し、減損処理、製品化した後、償却により費用する。USGAAP は、同研究開発費は、1)実現性が十分に証明されていない、2)開発技術が将来の可能性が示させないに、取得時に費用化する (Novo Nordisk、2006 年次報告書 88 頁) を採用している。開発費は一定の技術的な実現可能に達すれば資産計上する。開発が製品化した時点で、資産計上を中止し、償却を開始する。償却期間は 2 年から 5 年である。IFRS が資本化を認めるソフトウェア開発関連費用以外は、USGAAP は資産計上することは容認されず、したがった費用として発生する (Nokia、2006 年次報告書 59 頁)。年金資産、確定給付年金債務、年金費用に、IFRS と USGAAP に差異は存在しない。実際仮定と過去の給付費用には、細部に差異が存在する。2006 年施行する SFAS158 「事業主の確定給付年金及びその他退職後給付制度の会計」 (Employers' Accounting for Defined Benefit Pension and Other Postretirement Plans) は、損益計算書で認識されない過去の給付費用と実際の利得・損失はその他の包括損益に認識される。IFRS のもとで認識されない実際仮定と過去の給付費用が、SFAS158 の履行により、認識される。確定給付年金に差異が生じる (Nokia、88 頁、Novo Nordisk、59 頁)。借入費用、取得した研究開発中のプロジェクト、測定単位に差異として、暖簾減損 (報告単位と現金創出単位)、リース取引、年金債務、株式報酬等の取扱差異が存在している。SKF (スウェーデン) 金融商品・金融派生商品の差異が解消し、利益フローへの開発費の資本化、負の暖簾、年金費用 (SKF、74-78 頁)、株主持分の調整項目の主な項目は、借入費用の資本化、開発費の資本化、従業員年金関連、再評価資産の反対記入である。確認したアイスランド企業、ÖSSUR、Actavis、Icelandic、Manel、Flaga 等、IFRS 準拠した連結財務報告書を開示しているが 2006 年次報告書等に USGAAP との調整表が作成開示されていない。Autoliv、Ericsson、Electrolux、Swedish Match、TeliaSonera、Volvo (スウェーデン)、StoraEnso、Upm-kymmene (フィンランド) 等 NYSE に 10F、20F を提出している企業は、USGAAP との調整表の作成し、年次報告書 (Annual report) に開示を中止している。

採用する財務報告基準によって、さらに、採用時点等により企業の財務指標に差異が生じる。調整表の存在は、財務情報の断絶を回避する方法である。しかし、この差異が投資者等に投資決定に影響を及ぼすと思えば統一が望まれる。また、そう思考するから、企業は調整表を開示していると考える。開示される財務報告書に使用される基準に差異が存在しないことは、比較可能性と透明性から必須の要件である。Marel は IFRS 調整することで株主持分は、14.1%、Aker Kværner は、32%増加する (2004.12.31)。Telner は USGAAP と調整することにより、純利益を 13.7%、株主持分を 6.72%増加させ、株主資本利益率を 14.25%から 15.18%へ上昇する。確認した企業により、調整額は分散している。しかし、利益額と株主持分に相互に効果を及ぼすことから、企業によっては調整表から得られる判断材料としての財務諸表分析指標は、1%の差異にもならない。

この値が企業規模等を確認する意味を持つにしても、情報利用者にとどの程度の判断差異を及ぼすか疑問である。さらに、財務報告の国際的な比較可能性と透明性が確保することは、企業の事業背景、地域性（法・文化等）の喪失を招くことになる。資本市場と経済的効率が唯一の判断基準となっている。

Ⅲ 企業と作成開示基準と統一可能性

北欧諸国は各国とも年次財務諸表法等に企業が作成開示する財務報告書の基本を規定している。これに、大規模企業、証券取引所上場企業に対して財務報告基準設定団体、証券取引所規則等が規制する追加的な情報開示を求めている¹³⁾。EU が EEA 域内の上場企業に IAS/IFRS 準拠の連結財務報告書を作成開示する決定は、域内に上場する企業の連結財務報告書が IAS/IFRS にもとづいて作成しなければならないことを示している。しかしながら、IAS/IFRS への対応は北欧企業によって相違していた。財務報告書が財務意思決定に有用な役割を果たすとすれば、北欧諸国の企業が開示した IAS/IFRS 準拠による企業の財務指標に及ぼす効果を企業、企業間を時系列に比較分析しなければ企業の経営指標を明確に確定できない。調整表の作成開示、調整表の作成項目分析（認識、測定）に企業の財務報告書基準の効果が確認する。比較財務諸表を開示することが規定されている。しかし、比較財務諸表では比較数値に至った分析が明示されていない。

北欧諸国の大規模企業の米国の資本市場の比重が拡大している。資本市場の規模、取引高から欧州企業は米国の証券取引所に上場等により資本調達が増加している¹⁴⁾。米国の投資者が欧州企業の資本構成に占める割合が拡大している。当然、米国向けの財務報告書等が作成される起因となる。複数の財務報告書が存在する。米国資本市場向けに USGAAP 又は USGAAP 調整表を作成する企業数は拡大することが予測できる。この傾向は、先に検討した北欧企業の財務報告基準の行為と類似している。

北欧諸国の証券取引所に上場する企業は、企業規模、国際的事業展開する企業、独自の会計思考の存在が、財務報告書の国際的な環境に対する対策が遅らさ、2005 年第一四半期からと、EU 理事会の 2002 年 7 月に決定された連結財務報告書の作成基準の IFRS への移行対策が遅々としていることを示している。これまで、北欧企業の証券取引所上場企業はローカル、IAS/IFRS 及び USGAAP と三種類の財務報告基準が、（調整表を含めて）二種類になる。さらに、収斂する可能性が存在する。作成費用、情報の比較可能性から、必然性が存在する。

複数の財務報告書が存在する原因は国際的な統一を企図している IASB と FASB では財務報告書の作成思考に差異が存在することに起因している。IAS/IFRS と USGAAP との差異は、原則主義（principles-based approach）と細則主義（detailed rules-based approach）と表現される財務報告書への思考の差異が存在する¹⁵⁾。この差異は財務報告書作成の基本思考であり、利害が相反することから調整することは難しい。両者の調整が検討されている限り、国際的な統一は成立すること

はなく、したがって、調整表の作成、解釈が存続する¹⁶⁾。但し、会計情報に開示された情報が情報利用者に提供する内容は、判断資料としての価値は相違する。開示された情報が経済的意思決定者に及ぼす効果を測定することは困難である。一株当たり利益（EPS）等の財務報告基準の相違によって生じる数値が投資者等に経済的な意思決定に及ぼす効果を測定することは困難である。原則主義の採用は、企業に財務報告基準の自由裁量性を付与することになる。企業の比較可能性を低減させる。細目主義にあっても、経営成績を計算する会計基準、減価償却費等に関して（複数の会計方針）選択適用を容認している。しかし、財務報告基準を相互承認したとしても財務報告書の比較可能性が損なわれていることにかわりはなく財務数値を比較可能とするためには、調整が欠かせない。

企業が調整項目を開示する理由は、EU 理事会の決定と、規則・規定に準拠する理由と、経済的事由からの USGAAP 選択から、国際的に事業展開する企業の財務報告書は、二重構造に在る。企業に USGAAP 又は IAS/IFRS 準拠の財務報告書の作成開示基準の選択を企業に委ねるとするならば US 資本市場への接近から USGAAP の選択が行われる。USGAAP との調整表を開示する企業が多いことから伺える。しかし、不祥事は財務報告書の思考の転換を生む。Enron 等に関連する会計不祥事は、財務報告書の作成基準となる USGAAP への信頼性を喪失させている。資本市場、SEC が USGAAP に準拠する以外の財務報告書を容認する欧州企業が準拠する IAS/IFRS 準拠の財務報告書を相互承認すること。相互承認されたとしても、財務報告基準、会計方針の選択などに相互に差異を生じている情報開示の比較可能性、透明性、投資・業績評価の視点等から財務指標は調整されることになる。

北欧企業は US 資本市場向けに財務報告書の公開を進めてきた。2005 年、IAS/IFRS に準拠の連結財務報告書が導入後は、IASB と FASB との調整次第であるが、USGAAP との調整報告書の作成開示が行われることが必然の行動となる。会計法等の開示規定と、国際的に容認された財務報告基準、しかも、IAS/IFRS と USGAAP との二重開示基準に準拠している企業が存在する。国際的に容認された基準とローカル基準との 3 基準に準拠することになる。個別財務報告書の作成基準はローカル（主に、会計法等）に準拠し、連結財務報告書が国際的基準に準拠する反面、連結財務報告書が個別財務報告書をもとに作成することを考えれば、財務報告書の作成方法が錯綜している。しかし、そのような企業でも、財務報告書は米国資本市場に向けて報告書、調整表の開示を継続していることを考えれば、北欧大規模企業の最大の資本調達市場は米国であることの証左と言える。商製品及びサービスの最大消費市場でもある米国を事業活動地域の対象とする事業戦術と企業規模拡大に必要な資本を米国資本市場から調達を行う傾向にある。EC 会社法が大枠として、大中小の企業別に区分して、財務報告書の開示内容等を定めてように、企業規模別、事業展開別に開示基準を定める¹⁷⁾。

IFRS 事前採用企業と非採用企業に、当該事業年度の経営指標の大きな相違を生む可能性が存在

する。投資者は、企業会計の仕組みから生み出される経営指標が会計方針の変更によって有意義を失うと同じく、財務報告基準の変更にもなる経営指標の時系列、企業間の比較可能性の有無等の視点を判断材料に取り入れ、企業の業績評価等に最大の注意を払わなければならない。さらに、取締役会は、経営執行者の評価、企業の事業評価等に負担が生まれる。

IFRS が財務報告書の比較可能性、透明性を標榜しても、確認して企業の年次報告書から、企業の選択する情報開示方針に左右される。財務情報の断絶が生じさせている。財務報告書が投資者の意思決定等の目的適合するために、比較可能性、透明性を確保するためには財務報告書を明確に分析する能力を持つ必要がある。現在、企業の公開する財務報告書が一般目的に作成されるのではなく、分析能力を有する利用者向けの財務報告書となっている。

Ⅳ 北欧諸国の財務報告書の傾向

北欧諸国の証券取引所に上場する企業は 2005 年 1 月の事業年度から IFRS に準拠した連結財務報告書を作成しなければならない。個別報告書はローカル基準に準拠している。北欧諸国の経済圏は拡大しているとはいえ EEA 経済域内が主である。北欧諸国、さらに、バルト諸国は独自の経済圏を確立してきた。しかし、その経済圏は EEA へと拡大している。EU 理事会の決定を遵守しなければならない。確認して企業年次報告書の会計方針、財務諸表注記、取締役報告書等の記載内容にもつけば、現在の EU 会社法指令に準じて規定される北欧各国の会計法等の財務報告法は国際的財務報告の統一を目的とした IAS/IFRS とに差異が存在する。

北欧諸国は財務報告書関連規定が財務報告書作成の中心に在る。企業は法規定に違反することはできない。但し、離脱規定は明文化されている。法を補完することを目的として財務報告基準設定団体が発表する財務報告基準は、IAS/IFRS に準じて規定されているため、相違する事項は一部の規定である。確認した企業の会計方針等で IAS/IFRS と、主に、研究・開発費、暖簾を含む無形固定資産、金融商品・金融派生商品、ヘッジ会計、ジョイントベンチャー、減価償却概念、ストックオプション（株床式ベースの報酬）、配当、の会計処理と相違、計上額、表示として、12 か月未満の長期負債の相違を生む可能性を示唆している。EC 指令に準拠してきた結果である。

特に、各国、各企業が IAS/IFRS との相違として企業の業績・財政状態への効果が大きいと指摘する金融商品・金融派生商品の処理方法が大きな課題として存在する。保有する金融資産の価格変動が業績を左右することになり、企業の経済活動成果の視点、業績評価の判断基準の変更をもたらすことになる。保有金融資産・負債の市場価格の変動が企業業績と直結するとすれば、金融資産の保有が余剰資金の運用形態と思考する企業にとって、本業とする事業活動の成果を謬らせる情報ともなりかねない。業績視点の相違が存在している。EU 諸国は、金融商品等の市場価格変化を損益とみない会計思考が主流を占めていた。北欧も、保守的な会計思考を有してきた。資産の時価測定は企業を時価評価し、その値は破綻時評価額、解散価額、企業価額を示すことにな

る。公正価値等の測定を受諾することは、国際的な会計思考、会計環境の変化を受けざるを得ない環境に在ることを示している。しかし、企業継続を前提する限り、時価測定は補足情報として開示することが適切と思量する。

北欧諸国企業の資本主構成に占める出資者の北米金融機関等の割合が拡大している。グローバル企業に顕著である。これに対応して、企業は当期業績を示す利益額、資本主持分を自国 GAAP に準拠して作成した値と USGAAP との調整表を開示している。各国の財務報告基準と IAS 又は IFRS との調整表、USGAAP に準拠して財務報告書と IAS/IFRS との調整表を開示している企業の値から、経営指標の値に大きな相違が生じる。IAS/IFRS に準拠して連結財務報告書を作成している企業も、在外資本調達、在外投資者が北米を中心としている現状から、USGAAP に準拠する調整表の開示が行われている。

しかし、各国の企業年次報告書から、上場企業の財務報告書は、1)国内財務報告規制（会計法等）に準拠し、EU 理事会の決定にもとづき IAS/IFRS に準拠する、2)USGAAP に準拠している企業は、FASB と IASB との協議に依存するが、国内規則にも準拠しなければならない、ことを考えると、最終的には、IFRS に準拠する。IFRS に準拠するプロセスが相違しているにすぎない。

IAS/IFRS に準拠して、国際的な統一された連結財務報告書の作成・開示基準を制定するためには、EC 会社法指令との調整が求められる。各国の財務報告書開示規定に規定する連結財務報告書の作成基準は EC 会社法第 7 号指令を在る。1)EC 会社法指令が IAS に準拠することを承認する、2)IAS/IFRS に準拠して、EC 会社法第 7 号指令を改訂する方法の何れかを選択しなければならない。但し、年次財務諸表法が EC 会社法指令と調和化するために制定されてとしても、スウェーデンの多国籍企業の連結実務に影響を及ぼす主たる外部要因は北米投資者であることを考えると、EC 会社法第 7 号指令の影響は多くはないと考えられる。年次報告書が、USGAAP との調整を作成していることから、伺うことができる。

現時点、グローバルに事業展開を行っている北欧企業、Ericsson、Electrolux、SKF、Volvo、Carlsberg、Danisco、Nokia、UPM-Kymmene、StroEnso、Norsk Hyro 等、製品等の販売シェアが国際的・地域的に上位を占める企業、上場企業（在外企業を含めて、北欧 5 か国の証券取引所に約 900 社）の連結財務報告書は IAS/IFRS に準拠する作成費用、国際的資本市場の透明性、財務報告書の比較可能性（業績評価等）、株主構成に占める在外投資者（これら投資者は北欧諸国の企業への投資者と言うより国際的な投資者）等から必然性が在る。しかし、各国とも企業規模を視点として財務報告書の作成開示の方針を決定しなければならない。IASB は、企業規模、連結・個別に関連なく、一組の高品質な財務報告基準を作成し、これに準拠することで、財務報告書の透明性と比較可能性を達成することを目標としている。株式等企業発行の証券がグローバル、さらに、株式保有者の国際的分散度合いが拡大にするにもとない、企業の財務情報の作成・公開を、国際的な基準に準拠しなければならないことを示している。国際的な統一、経済域内の統一が求められる。

証券取引所に上場し子会社を保有していない企業は、連結財務報告書からの統合は不可能である。確認した企業の年次報告書から、グローバル企業の連結財務情報開示にともなう USGAAP に準拠している企業数が IAS/IFRS 準拠企業に比較して多いことは、財務報告書の作成に複数の基準が存在すること現存していることが確認できる。グローバル企業の複数財務報告基準を回避するに（費用節減等）は IASB と FASB の協議（統一、相互承認等）に左右される。さらに、同回避は証券取引所上場企業にも妥当する。

IAS/IFRS の目的は、一組の高品質な財務報告基準を示すことで、国際的な財務報告制度を確立させることを目的とする。財務報告書は比較可能性と財務情報の透明性を高め、投資者の資源配分を国際的に効率的に行い、企業も情報作成費用等を軽減させる。1) TeliaSonera 社のように、国際的な事業展開、株式保有の分散、国際事業協力等を行う企業は、出資者の域内で定めた規則に則り作成した財務報告書では経済的な意思決定の妨げにもなる。2) ABB、AstraZeneca 等北欧域外に所在地を置く在外企業である。同社は現在、USGAAP と本社所在地に基準で作成されているが、域内の資本市場、域外資本市場等に上場する企業は、国際的に統一された財務報告書を作成・開示する規則・基準等が求められることが、財務報告書作成費用、時間、透明性、情報提供内容・比較可能性等から認識される。IAS/IFRS に準拠して統一された財務報告書が出資者の利害調整、業績等の判断資料となる。国際的な事業展開を行う企業は、所在地、生産・販売子会社等がグローバルに分散されている。国際的な事業分散は、諸地域商慣習、経済環境により事業成果等の認識が相違する。相違する環境には、相違する会計認識が存在するのであれば、結果として、財務諸表に反映される値も相違する。グローバル企業の事業環境は類似している。類似しているならば、開示情報の透明性、比較可能性等の視点から可能な限り経済的事象を統一した会計現象として認識・測定しなければならない。

企業経済活動は常に変化している。域内から、グローバルへ（地球単位へ）拡大することは避けられない。この動向に企業は変化に対応しなければ生存できない。企業の事業活動に言語の壁を設けることはできない。財務報告書が事業言語であるならば、グローバルに拡大する企業活動を認識、測定し、報告する財務報告書、財務報告制度は、統一化へ向かうことは避けられない。多少、変化の速度を遅らせること、統一化の方向へ誘導することはできる。しかし、企業はグローバルに活動を目指す企業だけではない。中小規模企業とグローバル企業の経済活動は大幅に違いが存在する。経済環境に大きな差異が存在する。経済環境に差異が存在することは生起する経済事象が相違させ、会計事象を相違させる。

グローバルな活動を行っている北欧企業は、国際的に認められた会計基準、IAS/IFRS 又は USGAAP に準拠することに有意味が存在する。しかし、資金調達源泉が金融機関を中心である中小規模企業等は、その経済活動の範囲から見れば国際的な財務報告書の必要性を持たないと考える。企業財務報告書の作成・開示目的が相違している。証券市場が財務情報開示対象にならない。

しかしながら、証券取引所に上場する企業、上場を目標とする企業、さらに、企業の規模に関係なく事業活動がグローバル化を企図している企業に取り、EU 理事会の決定は等閑視できない。企業の資金調達、投資者資本のグローバルな傾向を示す中で IAS/IFRS、USGAAP に基づく財務報告が増加することが予想される。現在、国際的に認識された財務報告書の作成基準が IAS/IFRS、USGAAP に在るからである。国際的な統一、相互承認等の施策が行われ限る追加費用の負担を余儀なくさせる。調整表の開示は、反面、財務報告書の利用者にこれまで以上に財務報告書の利用方法、分析方法を強いることになる。TeliaSonera 等、通信・エネルギー供給サービス等の国境を越えた公益事業、SAS 等その事業を運営する国境を越えた事業・支配形態、SKF、Volvo Nokia 等複数の在外資本市場に上場する企業には、統一された基準が希求される。

北欧の代表的企業の情報開示の傾向から判断するならば、EC 会社法指令に準拠して IAS/IFRS 準拠の連結財務報告書の開示への移行、調整表の開示、と北米投資者向けの情報開示、個別財務報告書に関しては各国会計法等に準拠する、と言える。現在、EEA 域内企業の財務報告書の開示行動は、国際的な財務報告書の調整過程の中で、EU・欧州 (IFRS) と US (FASB) との調整の結果となる。企業規模、企業の事業活動等に左右されるにしても、企業の財務報告書の開示は、事業活動の成果を説明する方法として、資本市場、資本主構成 (資本主の分散) に左右されると言える。

北欧諸国の財務報告制度等に大きな影響を及ぼす経済行為が存在している。企業財務報告書の作成開示に規定する証券取引所の買収行動が存在する。北欧諸国は、5 か国の証券取引を (NOREX) として統合取引等を実施してきた。これにバルト諸国の証券取引所が加わり、8 か国の証券取引所が統合されている (OMX, The Nordic Exchange)。同証券取引所に買収提案が米国資本とアラブ資本から行われている。この買収交渉次第により、北欧上場企業の情報公開に大きな影響を及ぼすことになるかと予測されるが、未確定な要因である。

結 論

「企業」が限られた経済的資源の配分を適切に行う経済的な視点から企業を捉えるならば、企業の事業活動を規模別、地域別等に区分する意味はない。財務報告書を利用して企業活動を分析する投資等は、企業の事業活動の成果等を示す財務報告書が、同一会計現象に複数の処理が存在する相互承認ではなく、収斂すべきであることが経済効率から希求される。国際的に統一すべきである。しかし、国際的に財務報告制度を確立するために政策的な判断が取り込まれる。政策は利害関係である。利害関係が一致しない限り、財務報告書、財務報告制度は国際的に統一することは困難である。財務報告書の作成開示基準に妥協が生じる。

北欧諸国は、現在、EEA 枠内に在る。企業の財務報告書の開示行動は 2005 年以降に向けて IAS/IFRS を任意に採用してきた。政策的な対応と考えられる。一方で、北米資本市場に向けた企

業の財務情報開示が推進される。IASB と FASB の決定に左右される。グローバル企業は、2005 年財務報告書の作成に当たり、二種類の調整表を作成することになる。個別、連結を国内基準と IAS/IFRS に準拠する企業にとってはさらに、調整を行うことにもなる。しかし、北欧・バルト諸国の証券取引所の買収によって、OMX 上場企業の財務報告書作成基準が変化することも考えられる。

財務報告書を国際的に統一することは、投資者に調整表等の情報を検討する時間、労力、費用、情報の誤解等を減少させることにはなる。財務報告書作成者にとっては、IAS/IFRS と国内調整表、USGAAP との調整表、IFRS と USGAAP との調整表を作成する等、費用を削減することが可能である。同一会計事象を測定値に二以上の選択可能な数値が存在することには疑義が在る。選択可能な数値の相違は開示される情報の数値が相違することになり、業績評価、投資判断等を目的とする情報利用者の判断を誤らせることに繋がる。調整表の作成開示は財務報告書及び報告諸制度の妥協の産物であり、誤謬を回避する手段である。複数の財務報告基準が存在する限り、調整表の作成開示規定は、企業の説明責任を履行し、さらに、財務報告制度を規定する諸機関が調整表の作成開示を規定することで財務報告制度の責任を履行させる手段として利用される。

財務報告書は投資者の投資意思決定、業績評価等の判断資料に供される。各投資者は国家全体を投資対象とすることはないことから、各企業別に情報を分析しなければならない。ここに各企業別の財務報告書を検討する意味が存在する。国際的財務報告基準の比較の国別の類似性、統一化の程度等を検証したとしても財務報告書を企業の投資判断資料、潜在的投資対象の選択資料と見なすならば、有意味を持つとは考えられない。単に財務報告基準を採用し、その結果として、開示される財務報告書が示す数値の可変性、信頼性、透明性等を主張している、と考える。財務報告書は企業の空蟬を写像しているにすぎない。財務報告書の役割を投資判断資料と考えれば、財務報告基準の国際的統一は可能な限り信頼性のある判断資料であり、投資者は同報告書の理解力を備えることが求められることを主張する。投資者の企業分析力に依存するのではないか。企業の財務情報分析等に費やされる労力等の負担を軽減するために財務報告書の統一は国際的な資本移動を行うための条件となる。企業財務報告書は投資者等が企業を判断・分析する資料を提供する役割を担っている。財務分析の方法が特定されるならば、判断基準が一定ならば、可能な限り、企業財務情報分析者が分析対象者に同一な結論を下す情報を提供することが役割である。分析対象の利害等に差異が存在するが、その利害の枠内で同一判断が下す情報である。

- ¹⁾ Rick Cuijpers and Willem Buijink., Voluntary Adoption of Non-local GAAP in the European Union: A Study of Determinants and Consequences, *European Accounting Review*, Vol.14, No.3, 2005, pp.498-501.
- ²⁾ 木村敏夫「北欧企業の財務報告書統一への対応—企業の開示と差異項目の分析」『流通科学大学論集』（経済・経営編）Vol.14, No.3, 57-70 頁。
- ³⁾ 国際的事業展開している企業の拡大、EU 理事会の決定等にもとづき国際的容認された財務報告書の作成及び会計士協会は IAS/IFRS に準拠した財務報告書の必要が認められている。これにともない会計士協会が参加する企業財務報告設定団体が公表する「財務報告基準」は、会社法等以外は IAS/IFRS に準拠している。
- ⁴⁾ Michael Welker., Disclosure Policy, Information Asymmetry, Liquidity in Equity Markets, *Contemporary Accounting Research*, Vol.11, No.2, 1995, pp.801-827.
- Hollis Ashbaugh., Non-US Firms' Accounting Standard Choices, *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol.20, No.2, 2001, pp.133-134.
- Holger Daske., Economic Benefits of Adopting IFRS or U.S.GAAP- Have the Expected Costs of Equity Capitals Really Decreased?, *Journal of Business Finance and Accounting*, Vol.33, No.3, 2006, pp.329-373.
- IAS/IFRS、USGAAP に準拠して作成された財務報告書がアングロサクソン以外のローカル基準に準拠して作成した財務報告書が外部情報利用者に高品質な情報を提供すると思込まれている。これは課税と財務報告が関連していた大陸諸国に強い傾向が在る。
- Holger Daske & Günther Gebhardt., International Financial Reporting Standards and Experts' Perceptions of Disclosure Quality, *Abacus*, Vol.42, No.3/4, 2006, p.466.
- Holger Daske., Economic Benefits of Adopting IFRS or U.S.GAAP- Have the Expected Costs of Equity Capitals Really Decreased?, *Journal of Business Finance and Accounting*, Vol.33, No.3, 2006.
- ⁵⁾ SEC は、2007 年 11 月 15 日、IASB が公表する IFRS に準拠する財務報告書を作成している場合、差異調整表の作成を求めないことを決定した。
- SEC., SEC Press Releases, 2007.11.15 (WWW.Sec.go/news/press/2007/2007-235.htm).
- しかし、業績評価等を行う場合、測定値の差異が存在する限り、調整表の存在の意味は在る。
- ⁶⁾ 個別財務報告書は、各国の会社法、会計法、証券取引所規則等に準拠することが求められていることから、確認した企業の年次報告書（2006 年）に開示される個別財務報告書は、ローカル基準に準拠していることには大きな変化はない。
- ⁷⁾ 木村敏夫前拙稿、57-70 頁。
- ⁸⁾ ヘッジ取引は、公正価値ヘッジ、キャッシュフローヘッジ及び（在外事業）純投資ヘッジである。キャッシュフローヘッジは、認識資産・負債から生じるキャッシュフローの変動制リスクを緩和するために約定された。企業によって、どれにヘッジを設定するか差異を生じる。
- ⁹⁾ 同社「国際財務報告基準への移行（IFRS TRANSITION REPORT）」（2004 年 12 月 13 日 14 頁、20 頁、非監査、2005 年 5 月 10 日版、14 頁、2006 年 5 月 10 日版、16 頁）。
- ¹⁰⁾ キャッシュフロー計算書の形式差異として、フリーキャッシュローの計算区分を計算書本体又は下部に設定する企業も存在する。フリーキャッシュローが重要な経営指標の一つとされていることが現れである。
- ¹¹⁾ Novo Nordisk は、1981 年以降、連結財務報告書の作成に米国基準を採用して米国市場向けに公開している。一方で、年次報告書では、米国との調整表の開示を行っている。必要資本の調達を希求しての情報開示である。同社は、2003 年、デンマーク GAAP に準拠した財務報告書と IAS/IFRS と USGAAP との調整表を開

示している。しかし、2004年、財務報告書をIFRS準拠に変更することにより、IFRSとUSGAAPとの調整表のみが作成開示されることとなった。

¹²⁾ TDC（デンマーク）は、20Fを作成しているが、年次報告書（2006年版）にもUSGAAPとの調整表を作成開示している。それによれば、損益フロー、年金関連、リース取引、株主持分は、企業集団形成に取得して設備等の有形固定資産の公正価値評価により反対記入、年金関連とリース取引である（142-146頁）。

¹³⁾ 必ずしも、企業規模と国際的財務情報の開示とは相関していないとする分析結果も存在する。

Hollis Ashbaugh, *op.cit.*, p.149

¹⁴⁾ John Flower, *European Financial Reporting*, Palgrave Macmillan, 2004, pp.170-174.

¹⁵⁾ Christopher W.Nobes, *Rules-Based Standards and the Lack of Principles in Accounting*, *Accounting Horizons*, Vol.19, No.1, March, 2005, pp.25-34

George J.Benston, Michael Bromwich and Alfred Wagenhofer, *Principles-Versus Rules-Based Accounting Standards: The FASB's Standard Setting Strategy*, *Abacus*, Vol.42, No.2, 2006, pp.165-188.

Hollis Ashbaugh, *Non-US Firms' Accounting Standard Choices*, *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol.20, No.2, 2001, p.132

¹⁶⁾ SECは、2009年、IAS/IFRS準拠の財務報告書の提出を容認することが予定される。この報道は、国際的に統一した財務報告基準が作成されることが不可能であることを示唆する。もう一つの資本市場、アジア資本市場もIAS/IFRS準拠を決定している。日本の孤立化を招来することを防ぐために、日本もIFRSとの差異を、2011年には、解消することを目指している。

日本経済新聞 2007年3月8日、8月9日。

¹⁷⁾ 中小規模別の財務報告基準（IS/IFRS）の公開草案が発表されている。国際的に統一された中小規模企業の財務報告書が統一される可能性が存在する。しかし、財務報告書の目的、EC会社法指令、各国の会社法に規定される中小規模の範囲、企業形態の相違等が統一の障壁になると考えられる。このためか、中小規模企業の範囲を曖昧な規定になっている。

International Accounting Standards Board, *Exposure Draft, International Financial Reporting Standard for Small and medium-sized Entities*, paras 1.1-1.3, 2007.2.15.

参考文献

George J.Benston, Michael Bromwich, Robert E.Litan and Alfred Wagenhofer, *Following the Money: the Enron failure and the state of corporate disclosure*, AEI-Brookings Joint Center for Regulatory Studies, 2003（田代樹彦・石井康彦・中山重穂訳『会計制度改革への挑戦』税務経理協会平成17年）。

John Flower, *European Financial Reporting*, Palgrave Macmillan, 2004.

John Flower, *Global Accounting*, Palgrave Macmillan, 2002.

Axel Haller, *Financial accounting developments in the European Union: past and future prospects*, *European Accounting Review*, Vol.11, No.1, 2002, pp.153-190.

Carol A.Adams, Weetman Pauline and Gray J.Sidney, *Reducing the burden of US GAAP reconciliations buy foreign companies listed in the United States: the key question of materiality*, *European Accounting Review*, 1998, Vol.8, No.3, pp.1-22.

- Carol A.Adams,Weetman Pauline and Gray J.Sidney.,Reducing national with international accounting standards,*European Accounting Review*,1993,No.3,pp.471-494.
- Christian Leuz.,IAS Versus U.S.GAAP:Information Asymmetry-Based Evidence from Germany's New Market,*Journal of Accounting Research*,Vol.41,No.3,June,2003,pp.445-472.
- Christopher W.Nobes.,Rules-Based Standards and the Lack of Principles in Accounting,*Accounting Horizons*,Vol.19,No.1,March,2005,pp.25-34.
- George J.Benson,Michael Bromwich and Alfred Wagenhofer.,Principles-Versus Rules-Based Accounting Standards:The FASB's Standards Setting Strategy,*Abacus*,Vol.42,No.2,2006,pp.165-188.
- Holger Daske and Günther Gebhardt.,International Financial Reporting Standards and Experts' Perceptions of Disclosure Quality,*Abacus*,Vol.42,No.2/3,2006,pp.461-495.
- Holger Daske.,Economic Benefits of Adopting IFRS or U.S.GAAP-Have the Expected Costs of Equity Capitals Really Decreased?,*Journal of Business Finance and Accounting*,Vol.33,No.3,2006,pp.329-373
- Hollis Ashbaugh.,Non-US Firms' Accounting Standard Choices,*Journal of Accounting and Public Policy*,Vol.20,No.2,2001,pp.129-153.
- Katherine Schipper.,Principles-Based Accounting Standards,*Accounting Horizons*,Vol.17,No.1,2003,pp.67 -72.
- Michael Welker.,Disclosure Policy,Information Asymmetry,Liquidity in Equity Markets,*Contemporary Accounting Research*,Vol.11,No.2,1995,pp.801-827.
- Paul M.Healy,Krishna G.Palepu.,Information asymmetry,corporate disclosure,and the capital markets:A review of the empirical disclosure literature,*Journal of Accounting & Economics*,No.31,2001, pp.405-440.
- Pauline Weetman.,Sidney J.Gray.,International Financial Analysis and Comparative Corporate Performance:The Impact of UK versus US Accounting Principles on Earnings, *Journal of International Financial Management and Accounting*,Vol.2,No.2/3,1990,pp.111-130.
- Pascal Dumontier & Bernard Raffournier.,Why Firms Comply Voluntarily with IAS:an Empirical Analysis with Swiss Data,*Journal of International Financial Management and Accounting*,Vol.9,No.3,1998, pp.216-245.
- Peter Walton.,Differential reporting and the European Community -a suitable case for treatment?,*European Business Journal*,1992,pp.43-49.
- Radenbaugh LeeH,Gebhardt Günter,Gray Sindney J.,Foreign Stock Exchange Listings:A Case Study of Daimler-Benz,*Journal of International Financial Management and Accounting*,Vol.6,No.2,1995,pp. 158-192.
- Rahman Asheq,Perera Hector and Ganeshanandam Siva.,Measurement of Formal Harmonization in Accounting :An Exploratory Study,*Accounting and Business Research*,Vol.26,No.4,pp.325-339.
- Rahman Asheq,Perera Hector and Ganesh Siva.,Accounting practice Harmony, Accounting Regulation and Firm Characteristics,*Abacus*,Vol.38,No.1,pp.46-77.
- Rick Cuijpers and Willem Buijink.,Voluntary Adoption of Non-local GAAP in the European Union:A Study of Determinants and Consequences,*European Accounting Review*,Vol.14,No.3,2005,pp.487-524.
- Street L.Donna and Larson K.Robert.,Large Accounting Firms' Survey Reveals Emergence of "Two Standard" System in the European Union,*Advances in International Accounting*,Vol.17,pp.1-29.
- Thorell Per and Whittington.Geoffrey.,The harmonization of accounting within the EU, Problems, perspectives and strategies,*European Accounting Review*,Vol.3,No.2, 1994,pp.215-239.
- 木村敏夫稿「北欧企業の財務報告書統一への対応—企業の開示と差異項目の分析」『流通科学大学論集』（経

済・経営情報編) 第14巻第3号,57-70頁。

木村敏夫稿－「北欧企業の情報開示行動Ⅰ－連結財務報告書の国際的統一への企業対応－」『流通科学大学論集』(経済・経営情報編) 第15巻第2号,43-56頁。